



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成27年11月4日発行～

長崎県の最低賃金が改定されました！

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

長崎県

これまでの最低賃金 677円

時間額 **694**

[発効日] 平成27年10月7

時間額



最低賃金額以上かどうかの調べ方

【計算例】

① 間給の場合

時間給 \geq 694円

② 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 694円

③ 月給の場合

年間所定労働日数：260日
月額：120,000円
所定労働時間：8時間

で働いている場合、計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月給}120,000\text{円} \times 12\text{か月}}{\text{年間所定労働日数}260\text{日} \times 8\text{時}} = 692\text{円} < 694\text{円}$$

※最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外、休日、深夜労働に対する賃金
- ③ 賞与等、臨時の賃金

【この場合は最低賃金額を満たしていない】

お問い合わせ先 長崎労働局賃金室
TEL 095-801-0033

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します！

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このキャンペーンは、その一環として昨年からはまったもので、著しい過重労働などの撲滅に向けた監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組を行います。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ長時間労働の実態がみられます。また、過重労働による健康障害のリスクも高まります。

これらの問題の解消のために、

○時間外・休日労働時間の削減 ○年次有給休暇の取得促進 ○健康管理措置の徹底
など職場の労働環境を見直しましょう。

お問い合わせ先 長崎労働局監督課
TEL 095-801-0030

労働災害防止の徹底、労働者の安全・健康の確保を！

事業主は、労働安全衛生法で定める労働災害防止のための措置を徹底するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません。

平成27年10月1日、「なくせじん肺全国キャラバン」が労働災害の根絶に向けての要請を長崎市にされましたので、事業主の皆様におかれましては、労働災害防止の徹底及び労働者の安全と健康の確保に努めていただくようお願いします。

お問い合わせ先 長崎市産業雇用政策課
TEL 095-829-1313

労働保険の加入手続きはお済みですか？

【労働保険】とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。労働者（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇用している事業主は、労働保険の加入手続きを行わなければなりません。

まだ、加入手続きがお済みでない事業主の方は早めに手続きをお願いします。

「労災保険」…

労働者が工作中や通勤途中に負傷したり、病気にかかったりした場合に被災者や遺族の方を保護するために必要な給付を行っています。
労働者がアルバイト・パートであっても加入する必要があります。

「雇用保険」…

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るために必要な給付を行っています。
労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上でかつ雇用見込が31日以上になる場合は加入する必要があります。



お問い合わせ先 長崎労働局労働保険徴収室
TEL 095-801-0025

女性活躍推進法が成立しました！※

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】 ※300人以下の事業主の皆様は努力義務

平成28年4月1日までに、

- ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ②行動計画の策定・届出
- ③情報公表などを行う必要 があります。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください。

- ①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください。

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた

- ①行動計画の策定、②労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表を行ってください。
- ①行動計画には、㊦計画期間 ㊧数値目標 ㊨取組内容 ㊩取組の実施時期を盛り込んでください。

<ステップ3>

自社の女性の躍進に関する情報を公表してください。

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

【参考】

「女性活躍推進法等説明会」が開催されます

参加費無料

日時：平成27年11月27日(金) 13:30～16:00

場所：長崎商工会議所 ホール（長崎市桜町4-1 長崎商工会館 2階）

主催：厚生労働省長崎労働局

対象：事業主、企業の人事労務担当者、労働者 等

お問い合わせ先 長崎労働局雇用均等室
TEL 095-801-0050